

【計画書】

**有川都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

（第1回変更）

長 崎 県

【 目 次 】

1 . 都市計画の目標	1
1) 有川都市計画区域における都市づくりの基本理念	1
2) 地区毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	2
1) 区域区分の決定の有無	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	3
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
主要用途の配置の方針	3
土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
2) - 1 交通施設	4
2) - 2 河川	5
2) - 3 下水道	5
2) - 4 その他の都市施設	5
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	6
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	6
5) 都市防災に関する方針	7
6) 景観に関する方針	7

有川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

都市を取り巻く状況は、人口減少・高齢化社会の進展・地球環境問題や財政悪化など、大きく変化している。このようなことから、現今の社会経済情勢や本県の地域特性を踏まえ、暮らしやすく活力のある都市環境の形成を図るため、「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針（平成19年3月）」に基づき、長崎県の今後の都市づくりを進めていく。

その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、子どもから高齢者まであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）を推進し、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めて賑わいを創出するものとする。

また、道路などの都市施設を効率的に配置して整備を促進し、公共交通の利用促進、公園や緑地の整備や保全等により低炭素型の都市づくり及び環境負荷の少ない省エネ型の都市づくりも併せて推進していく。

上記を踏まえながら、本都市計画区域の実情に応じて、都市づくりを行っていくものとする。

1) 有川都市計画区域における都市づくりの基本理念

有川都市計画区域は、五島地域の北部に位置し、上五島やその周辺と一体となっており、今後の五島北部の発展を牽引する役割を持った都市計画区域である。

本都市計画区域の属する五島地域は、本土と隔離された地理的条件から特有の自然環境を有し、キリシタンなどにまつわる歴史文化を育んできた地域である。ここで、「海に囲まれた五島の自然や歴史文化を活かし、島々が連携し活力を生み出す“しま”づくり」を五島地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、周囲を海と急峻な山に囲まれ、海岸部に平地がわずかに広がっているという地形的特性から、限られた平坦地において都市的土地利用が展開されている。

また、本都市計画区域の海岸部は、広範囲にわたって西海国立公園に指定されており、白砂が美しい海岸など、豊かな自然環境を有している。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の基本理念を次のとおりとする。

- ・ 青い海や緑の山々を守り、自然の豊かさを実感できる都市づくり
- ・ キリシタン文化や捕鯨文化にふれ親しみ、活用する都市づくり
- ・ 島内外との連携・交流の促進による、にぎわいのある都市づくり

2) 地区毎の市街地像

a. 有川地区中心部

本都市計画区域の中心市街地であり、町役場有川支所、国・県の機関などの業務施設や小売店舗などが集積する地区である。また、有川港マリンタウンプロジェクトの一環として、高い集客力と情報発信機能を備えた複合施設を有する地区でもある。

本都市計画区域内の住民の日常生活を支える、商業・業務の拠点として魅力ある市街地の形成を図る。

b. 蛤浜周辺部

遠浅の白い砂浜やコバルトブルーの美しい海が広がる蛤浜周辺には、キャンプ場を備えた青少年旅行村や、陸上競技場、野球場、テニスコートなどを備えた有川運動公園が整備されている。

これら豊かな自然環境を有し、また、スポーツ施設などが整備された公園を有する蛤浜一帯を、スポーツ・レクリエーションの拠点として位置づけ、自然とのふれあいの場、余暇活動の場としての空間形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

有川都市計画に区域区分を定めない

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

区域区分の必要性

- ・ 都市計画区域内の人口が増加する可能性は低い。
- ・ 都市計画区域内において住宅や産業の新規土地需要が生じる可能性は低い。
- ・ 都市計画区域の市街地拡大に直接結びつくと考えられる主要プロジェクトは無い。

以上の理由から、本都市計画区域では市街地拡大の可能性は低いと考えられるため、区域区分の必要性は低い。

都市計画区域を取り巻く社会的状況

本都市計画区域には、区域区分を定めなければならない特段の社会的状況は見られない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

a. 商業・業務地

町役場有川支所周辺には、国・県の機関などの業務施設や小売店舗などが立地しており、また、有川港マリンタウンプロジェクトの一環として、高い集客力と情報発信機能を備えた複合施設を有している。

今後も既存の商業・業務施設を中心とした当該地区を、行政サービス、医療・福祉機能を備えた商業・業務地として位置づける。

b. 住宅地

中心部の住宅地は、公共施設や商業施設へのアクセス性を活かして、日常生活における利便性の高い住宅地として位置づける。

郊外部の住宅地は、そのほとんどが海や山に挟まれた狭い平地部に形成されており、自然環境との調和に十分配慮した、良好な住環境を有する住宅地として位置づける。

土地利用の方針

a. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

町役場有川支所周辺は、公共公益施設や商店、住宅などが混在しているが、今後も、これら用途の混在を許容し、住民の日常生活の利便性を確保する。

b. 居住環境の改善又は維持に関する方針

本都市計画区域においては、二級河川大川沿いに広がる水田などの農地が形成されている。

これらの農地は、食料などの安定供給を確保するうえで最も基礎的な資源であることから、その保全に努めることとするが、都市的な土地利用を検討する必要が生じた際には、農林漁業との健全な調和を図る。

c. 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域の海岸部および西部の山林は、西海国立公園に指定されており、貴重な自然環境が残されている。これらの豊かな自然環境や生態系の維持に向け、良好な自然環境の保全に努める。

d. 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造や市民生活、地域経済及び行政運営に大きな影響を及ぼす大規模集客施設¹については、公共公益施設や商業施設・住宅などが集積し、都市生活の拠

点となるべき市街地の区域へ誘導することを原則とし、都市機能の集積を図り、集約型の都市づくりを推進する。

なお、基本的な方針と具体的な手法・基準は、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン（平成19年11月）」によるものとする。

（ 1 ）「大規模集客施設」とは、延べ面積が1万㎡を超える店舗、劇場、映画館、遊技場・文化ホールなどを指し、公共団体が設置するものも含む。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2) - 1 交通施設

基本方針

a . 交通体系の整備の方針

広域道路や幹線道路の整備を促進し、島内の拠点との連携・交流を強化する。

また、住民の生活に密着した道路の整備により、利便性や良好な都市的サービスの維持・向上を図る。

広域道路や港湾、市街地の相互アクセスを強化し、広域的な交通体系の確立により、県内外との交流促進を図るとともに、公共交通の利便性向上を図る。

ひとにやさしいまちづくりをめざし、安全な歩行者空間の確保や旅客ターミナルなどにおける歩行者支援施設の整備など、バリアフリー化を図る。

b . 整備水準の目標

概ね20年後には、都市の骨格を形成する主要な道路体系を確立することをめざす。

主要な施設の配置の方針

a . 道路

都市計画道路（以下(都)という。）有川中央線、(都)有川山ノ手線、一般国道384号、主要地方道（以下(主)という。）有川奈良尾線、(主)上五島空港線は、本区域と周辺都市との連携を強化するとともに、住民の通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上に資する道路であるため、地域形成型の広域道路として位置づける。

(都)有川縦貫線、一般県道太田有川港線は、住民の日常生活の利便性向上に資する道路であるため、沿道利用に配慮した生活密着型の幹線道路として位置づける。

b . 港湾

有川港は、佐世保への航路を有するとともに、上五島地域の海上交通の拠点としての役割を担う港湾であり、地域に密着した地方港湾として位置づける。

2) - 2 河川

基本方針

a . 整備の方針

河川は、住民の安全で安心な暮らしを支えることはもとより、都市内における貴重な親水空間であり動植物の生態系を保持する場でもあるが、各地で豪雨災害が頻発していることも踏まえ、各河川の想定氾濫区域を定め、氾濫区域内の資産状況、過去の洪水実績などを踏まえた治水対策の目標を定め、河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し、整備・保全を図る。

b . 整備水準の目標

河川の整備を行うにあたっては、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針、および住民や学識経験者の意見を踏まえて河川管理者が定める河川整備計画に基づくものとし、都市における安全性・快適性の向上を図る。

主要な河川の配置の方針

二級河川大川及び木場川については、安全で快適な暮らしを支える重要な役割を果たす河川として位置づける。

2) - 3 下水道

基本方針

a . 整備の方針

適切な雨水処理や生活排水・工場排水の衛生的な処理、および釣道川などの公用水域の水質保全を図るため、長崎県污水处理構想や新上五島町污水处理構想に基づき、計画的かつ効率的に他の污水处理手法と一体的公共下水道整備を推進し、都市環境や住環境の向上、浸水の防除を図る。

b . 整備水準の目標

既成市街地および市街地整備の予定される地区において優先的整備を進める。
概ね10年後における新上五島町内の普及率(污水处理²人口/行政人口)は、53%を目標とする。

(2) 「污水处理」とは、下水道、浄化槽など各種污水处理施設による污水の処理のこと。

2) - 4 その他の都市施設

基本方針

快適な都市生活、機能的な都市活動を確保するために、効率的かつ合理的なごみ処理を推進する。このため、「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、本都市計画区域を含む広域的な上五島ブロックにおいて、将来的に2施設以内に集約化し広域処理を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

道路・公園などの都市基盤施設と宅地を一体的に整備する必要のある地区、既成市街地において密集市街地の改善などを図る必要のある地区、又は大規模な土地利用の転換が見込まれる地区などにおいては、必要に応じて市街地開発事業の活用を図る。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

a. 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域の海岸部は、広範囲にわたって西海国立公園に指定され、白砂が美しい砂浜や複雑で変化に富んだ海岸線が見られるなど、豊かな自然環境を有している。また、本都市計画区域内には五島特有の希少な動植物も生息している。

これらについては積極的な保全・保護に努めるとともに、施設整備などを行う際には、必要最小限にとどめるなど、環境に十分配慮する。

都市公園は、住民のレクリエーション活動の場であるとともに、都市の景観に潤いを与え、動植物が生息・生育できる場であり、また、災害時においては、防災機能を担う場でもあることから、規模、目的などを勘案し、機能的な配置を図る。

b. 住民1人あたりの公共空地の面積

新上五島町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とする。

主要な緑地の配置の方針

a. 環境保全システムの配置方針

本都市計画区域は、西海国立公園の指定区域を一部含んでいる。今後とも自然公園全体の森林や海岸の美しい自然環境の連続性を維持するとともに、長崎県レッドデータブックで選定評価された絶滅のおそれのある野生動植物の生息生育地については、その環境の保全に努める。

ホタルの生息する二級河川大川については、良好な水辺環境などを有しており、この保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場としての活用も図る。

b. レクリエーションシステムの配置方針

西海国立公園に指定されている蛤浜については、この保全に努めるとともに、海洋レクリエーションや住民の憩いの場としての活用も図る。

有川運動公園は、陸上競技場や野球場、テニスコートが整備されており、また、周辺には豊かな自然環境を有しており、住民が身近に自然とふれ親しむことができるスポーツ・レクリエーションの場として位置づける。

鯨見山公園は、リアス式海岸や白い砂浜、大小の多くの島々など五島特有の景観を見ることができることから、観光地としての機能を兼ね備えた自然・レクリ

エーションの場として位置づける。

c．景観構成系統の配置方針

島と海岸線が織りなす良好な自然景観は、本都市計画区域の象徴的なものとなっており、この保全に努めるとともに観光資源としての活用も図る。

d．その他

建築物として歴史的に価値が高い旧鯛ノ浦天主堂については、それを取り巻く周囲の自然環境と一体となった良好な景観を有しており、これらの保全に努める。

実現のための具体の都市計画制度の方針

a．公園緑地等の整備目標及び配置方針

レクリエーション系統として位置づけた有川運動公園は、既に地区公園として都市計画決定されており、今後も、住民の憩いの場としての施設の維持・充実を図る。

b．緑地保全地区等の決定目標及び決定方針

市街地内の樹林地もしくは樹木に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然景観を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図る。

5) 都市防災に関する方針

基本方針

都市防災については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「長崎県地域防災計画」や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「長崎県水防計画」などの計画とも十分連携を図り、必要に応じ都市計画を定めること等により都市防災のための施策等を行っていく。

6) 景観に関する方針

基本方針

県や市町の重要な施策等との整合を図りつつ、都市計画区域内の都市景観、自然的景観、歴史的景観など地域特性を生かした景観の保全や形成を推進し、景観行政団体が定める景観計画に沿って必要に応じ景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら、良好な景観形成を図るものとする。

有川都市計画区域

